

伊佐市農業委員会 10 回総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 12 月 26 日 (月) 午前 9 時 00 分から 10 時 50 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (30 人)
会 長 15 番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2 番委員	10 番委員	1 番推進委員	11 番推進委員
4 番委員	11 番委員	2 番推進委員	12 番推進委員
5 番委員	13 番委員	3 番推進委員	13 番推進委員
7 番委員	14 番委員	4 番推進委員	14 番推進委員
8 番委員		5 番推進委員	15 番推進委員
9 番委員		6 番推進委員	16 番推進委員
		7 番推進委員	17 番推進委員
		8 番推進委員	18 番推進委員
		10 番推進委員	19 番推進委員
			20 番推進委員

4. 欠席委員 (5 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 5 番委員 7 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について

議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について

議案第 5 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 農地振興係長
農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成28年度第10回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆様おはようございます。
前回の総会后農業者年金の研修を受けて、該当者宅を訪問し、説明をして頂いたと思いますが、来月までですのでよろしく願いいたします。
本日は今年最後の総会になり、皆さんのおかげで無事に総会を開催する事ができました。1年間お疲れ様でした。
また、総会終了後、研修会も計画されていますので、新年に向けて勉強して生きたいと思えます。
本日は1番・3番・6番・12番の農業委員が欠席です。出席人員は11名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。5番農業委員と7番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。

資料の1ページをお開きください。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が20件ありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですので、報告第2号 農地の利用目的変更について、お願いいたします。

事務局 6ページをお開きください。

報告第2号 農地利用目的変更届（農業生産施設届）について、整理番号1番につきまして去る16日に事務局で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

整理番号1番の申請者は、伊佐市菱刈南浦、楠原上自治会に居住されておりますTMさん87歳であります。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字楠原1910番2の畑で、地積は359㎡（内、農業用機械倉庫20㎡）であり、昭和47年頃に自宅敷地内にある当該申請地の一角に届出をせず建築したとのことで、現在も農機具等が保管されているため始末書添付の届出となっております。また農地法施行規則第29条第1項第1号 農地の転用の制限の例外に基づく農業用施設の届け出であり、書類審査及び現地調査をした結果、適切な届出であると思われまことをご報告いたします。

続きまして、報告第2号 農地利用目的変更届の、整理番号2番の申請者は伊佐市菱刈下手に居住されておりますHMさん86歳で自治会は下手浜場であります。

申請地は、伊佐市菱刈下手字江川尻1083番1、地目は田、地積は224㎡で、申請地の所在地は下手下自治会館裏に位置し、現在休耕地であります。

申請地は水利等なく、且つ高齢に伴い今後田としての管理が困難である為、盛り土をして小菜園として管理していきたいとの事でした。

以上のことから今後田としての管理は難しく遊休農地対策及び農地の有効利用としても、本届出は適切であると思われまことを報告いたします。

以上、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

なしということですので、報告第3号 農地法許可指令書の取消し願いについて、お願いいたします。

事務局 9ページをお開きください。

報告第3号 農地法許可指令書の取消願いについて、番号1番につきまして、平成25年5月20日に農地法第3条により所有権移転売買を行った牧場及び畑であります。相手方がKファームという阿久根市にある会社で、その会社が売買代金を一部だけ支払い、残金の700万が

滞っているということで債務不履行になるのですが、その会社の代表者と連絡がとれないので、現所有者が弁護士を立てまして解除通知、理由は民法第541条の履行遅滞等による解除権ということで一方だけの申し出により、民法上により取消しという願いができました。これにつきましては、本来、両者の合意による取消しとなるのですが民法を適用しまして、申請者だけの取消しということで受理しております。

2番につきまして、HNさんですが、平成26年9月26日に太陽光発電施設ということで、白木の場所に許可を出しました。母から娘へ所有権移転贈与です。

元々の面積は1254㎡で許可を出しましたが、資金証明等の資金がおりなかったこともあり、規模縮小して1361番5を2筆に分けまして、1361番7、324㎡だけに太陽光をつくった関係で900㎡程が農地のままであるということで事務局の指導によって分筆をしてもらい、残りは農地に戻すということです。所有権移転は済んでおりましたので、5条の取り消しということになります。農地の900㎡等につきましては農地に戻してもらい、所有権も戻してもらう手続きを踏んで頂いて、所有権と許可取り消しというかたちで受理をいたしました事を報告いたします。よろしくお願ひします。

議長 報告が終わりました。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議案 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転につきまして説明いたします。12ページをお開き下さい。整理番号1番につきまして、譲渡し人は鹿児島市小松原にお住まいのKKさんです。譲受人は伊佐市菱刈下手にお住まいのTKさんです。

土地の所在地は菱刈下手字須川1918番で地目は田、面積は2,252㎡で所有権移転であります。

続いて、整理番号2番につきまして、譲渡し人は兵庫県姫路市広畑区小松町にお住まいのHIさんです。譲受人は伊佐市菱刈花北にお住まいのITさんです。

土地の所在地は菱刈花北字落実660番2で地目は畑、面積は1801㎡

同じく整理番号3番につきまして、菱刈花北字八房752番2で地目は田、面積は477㎡で所有権移転であります。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。21ページの総括表をお開き下さい。期間は1年から10年で、面積は田96,547㎡、畑26,068㎡、合計122,615㎡です。利用権の設定をする者の数30人、設定を受ける者の数19人です。土地の明細につきましては13ページから20ページの整理番号1番から35番の通りです。皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号、事務局の報告のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見について、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について提案いたします。
整理番号1番については、取り下げ申請が出されました。

整理番号2番について19番推進委員の報告を求めます。

19番
推進委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号2番につきまして、去る12月21日に申請人・ITさんに立会いをお願いしまして、現地調査を行いましたので、19番推進委員が報告いたします。

申請人・ITさんは伊佐市菱刈徳辺に居住され、自治会は小路、年齢は78歳です。渡し人・MKさんは広島県東広島市西条町に居住され、年齢は81歳です。

申請地は伊佐市菱刈徳辺字小屋敷1486番、地目は田、地積は1,187㎡です。所有権移転売買であります。

所在地は、伊佐市役所菱刈庁舎から県道川西—菱刈線を吉松方面へ1、5km行き、旧JA伊佐市徳辺支所から30m東側に位置しています。

受人の経営面積は16,839㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約500mで、現況はよく管理された農地です。経営意欲もあり農機具等も完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして私の報告を終わります。

議 長

19番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。

整理番号3番について、10番推進委員の報告を求めまます。

10番

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち

推進委員	<p>整理番号3番につきまして、去る12月21日、申請者宅で面談並びに現地の確認をいたしましたので、10番推進委員が報告いたします。</p> <p>受人は伊佐市菱刈南浦にお住まいのTFさんで、自治会は楠原上でございます。渡し人は伊佐市菱刈南浦にお住まいのTMさん、自治会は楠原上で、農業で87歳、Fさんのお父さんでございます。</p> <p>所在地は伊佐市菱刈南浦字小川添536番、地目は田、1520㎡、外15筆で、その中で1910番2の畑が登記は畑ですが現況が宅地で、家の前の庭でございます、小さな農業用倉庫（保管倉庫）をつくっていらっしゃいましたので、この件につきましては始末書、農業用施設への変更届けを出していただくことにしてあります。この倉庫の中は育苗箱などを保管してあるのを確認いたしました。法律関係は、所有権移転贈与でございます。</p> <p>調査内容でございますが、申請地の位置は本城の楠原自治会のほぼ中心でございます、本城小学校より南側に約2kmのぼったところですが、現況は水田及び畑でございますが、先程申し上げましたとおり一部変更がなされていないところがありましたので、始末書を添付していただくということでございます。</p> <p>現在の耕作者はTMさんが耕作していらっしゃいます。受人のTFさんは贈与という理由でありまして、農機具等も全部完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、委任状、許可する農地の明細、農業用施設への変更届けと始末書、字図等が添付されております。以上で調査内容の報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。</p>
議	<p>長 10番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	<p>長 なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	<p>長 全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。</p>

整理番号4番について、5番推進委員の報告を求めます。

5 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち
推進委員 整理番号4番について、去る12月21日に現地調査を行いましたので
5番推進委員が報告をいたします。

申請人・OSさんは始良郡湧水町幸田に居住され、年齢は61歳です。
渡人・NHさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は前目麓で、年齢
は65歳です。

申請地は伊佐市菱刈前目字矢房654番53、地目は田、地積は33
9㎡、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は15,726㎡で、取得可能面積であります。農業
従事者は2名で、通作距離は約8kmで、現況はよく管理された耕作地
です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項
証明書、字図、耕作証明書等が添付してあります。委員の皆様方のご審
議方をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長 5番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございませますので、お諮りいたしまます。
整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、許可が決定いたしまました。
整理番号5番について、8番推進委員の報告を求めます。

8 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち
推進委員 整理番号5番につきまして、去る12月20日、現地調査を私8番推進
委員が行いましたので報告いたしまます。

申請人はKMさん、伊佐市大口大田に居住され、年齢は59歳、自治会は里町。譲渡人・HIさんは伊佐市大口上町に居住され、72歳、里町自治会、相手方の要望で所有権移転売買によるものです。

受人・Kさんの経営面積は16,099㎡で取得可能面積であります。

申請地は伊佐市大口里字穂北山280番1、地目は田、地積は504㎡、外281番1、957㎡、合計1,461㎡であります。

申請地の所在地は、伊佐市の医師会館の200m東側に位置し、現況は田であり、イタリアンを育成されておりました。現在の耕作者はKさん本人で管理されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書ほか、法定書類一式が添付されておりました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 8番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、許可が決定いたしました。

整理番号6番について、11番推進委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち
推 進 委 員 整理番号6番について、去る12月20日に現地調査を行いましたので
11番推進委員が報告いたします。

申請人・MSさんは伊佐市大口大田に居住され、自治会は浜里、年齢は52歳です。渡し人・IYさんは霧島市国分向花町に居住されており、年齢は69歳です。

申請地は伊佐市大口里字羽祢田島2393番1、地目は田、地積は535㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は39,304㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約300mで、現況は水利が無いという事で、畑地として管理されておられました。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。

議 長 11番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号6番は許可が決定いたしました。

整理番号7番について、6番推進委員の報告を求めます。

6 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち
推 進 委 員 整理番号7番について、12月20日、申請人のASさん立会いのもと
調査しましたので6番推進委員が報告をいたします。

申請人のASさん、65歳は、伊佐市大口目丸に居住され、自治会は中目丸です。渡し人のMKさん、82歳は伊佐市大口目丸に居住され、自治会は中目丸です。

申請地は、伊佐市大口目丸字宮ノ後754番1、地目は田、545㎡を所有権移転売買で規模拡大されます。

経営面積は12,213㎡を耕作され、農機具等は全て自己所有されており、農地法第3条の適格者であると同時に農地の取得につきましても、問題はないと判断いたしました。報告を終わります。ご審議方よろしくおねがいします。

議	長	<p>6番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>
		<p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号7番は、許可が決定いたしました。</p> <p>整理番号8番について、3番推進委員の報告を求めます。</p>
3 番 推 進 委 員		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号8番について、去る12月15日に現地調査を行いましたので3番推進委員が報告いたします。</p> <p>申請人・YSさんは伊佐市大口曾木に居住され、自治会は曾木城下で、年齢は74歳です。渡し人はWMさん、埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷に居住され、年齢は67歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口曾木字鶴園397番2で、地目は田、地積は574㎡、売買です。所有者が放置しておりまして、水田で夏場は草払いや畦の崩れ、水かかりが良すぎるところで、よく畦がくずれて困っておられるそうですが、その畦の崩れの補修など申請人の作業のようです。</p> <p>受人の経営面積は7,177㎡で取得可能面積です。農業従事者は1人で、通作距離は約1kmで、耕作は水稻だけです。放置されて隣地が迷惑をされているようで、買い取り耕作しようと考えておられるようです。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議	長	<p>3番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手)
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号8番は、許可が決定いたしました。</p> <p>整理番号9番について、20番推進委員の報告を求めます。</p>
20番 推進委員		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号9番につきまして、去る12月24日に現地調査を行いましたので、20番推進委員が報告いたします。</p> <p>受人・有限会社 K、KMさんは伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は比良地区です。渡し人・NYさんは鹿児島市薬師に居住され、年齢は77歳で医師です。</p> <p>申請地は伊佐市菱刈荒田字東水流1160番3、地目は田、面積は1906㎡です。相手方の要望で規模拡大、所有権移転売買です。</p> <p>受人の経営面積は26,176㎡で、取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約1km、よく管理されております。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付資料として全部事項証明書が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議	長	<p>20番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号9番は、許可が決定いたしました。</p>
		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、申請件数9件について、1件の取り下げ、8件の許可が決定いたしました。</p>
		<p>————— 議案第3号 —————</p>
議	長	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について。 整理番号1番について10番推進委員の報告を求めます。</p>
10番 推進委員		<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号1番につきまして、10番推進委員が報告いたします。</p> <p>当申請につきましては、先月の総会の農用地利用変更の件で共同調査をして報告をした案件ございまして、今回共同調査は行いませんで、私が再度現地を確認いたしました。</p> <p>申請人は農事組合法人E 代表・H Jさん、申請地は伊佐市菱刈南浦字松峰955番、外2筆で、地目は畑、地積が2461㎡でございます。転用目的は農業用倉庫及び育苗施設の設置であります。</p> <p>調査内容でございますが、申請地の所在地は、九電の変電所の南側に位置しておりまして、こがねロードの隣接地でございます。現況は更地にしてございます。周囲の農地等に係る営農条件への支障についてはほとんどなく、申請地の東側は雑種地、西側が産業道路及び雑木林、南側が道路、北側が変電所となっております。</p> <p>添付書類といたしまして、申請書、全部事項証明書、事業計画書、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、残高証明書、配置図、定款等が添付されておりまして、特に問題はありません。</p> <p>委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>10番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p>

整理番号1番について、意見聴取決定並びに許可について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって整理番号1番は、意見聴取決定並びに許可が決定いたしました。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、申請件数1件について、意見聴取決定並びに許可1件が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について。

整理番号1番ですが、この議案は4番農業委員が譲り渡し人となっていますので、農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

関係議案終了後に入室、着席していただきます。

それでは、4番農業委員の退席をお願いします。

(4番農業委員退席)

議長

整理番号1番について、15番推進委員の報告を求めます。

15番
推進委員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号1番につきまして、去る12月20日、申請人の代理人で行政書士・TRさん立会いのもと、5番農業委員、私15番推進委員、13番推進委員で現地調査を行いましたので、報告をいたします。

申請人で譲受人はWMさん44歳、福岡県中間市太賀に居住。譲渡人はDHさん52歳、伊佐市大口青木に居住、自治会は下青木です。

申請地は伊佐市大口青木字西原山3022番29、地目は畑、地積は201㎡と同じく伊佐市大口青木字西原山3022番82、地目は畑、地積は292㎡の2筆で合計面積は493㎡であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口青木の特別養護老人ホーム・ことぶき園の南約100mに位置し、現況は畑であります。農地区分は第2種農

地であります。転用目的は、太陽光発電を設置される為の所有権移転売買であり、また自己資金で行われるもので残高証明を添付されております。法定小作人もありません。

申請地の東側は一般住宅、南側は畑、西側は一般住宅、現在は空き家となっております。北は市道となっております周囲に与える影響はないものと思われまます。

添付書類といたしまして、土地の全部事項証明書をはじめ、法定添付書類一式と行政書士・TRさんへの委任状などが添付してあります。

以上のようなことから農地法上問題ないものと思われましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

議 長 15番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見聴取並びに許可が決定しました。

ここで、4番農業委員の入室をお願いします。

(4番農業委員着席)

整理番号2番について、6番推進委員の報告を求めます。

6 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号2番について、12月20日、13番推進委員、8番推進委員、6番農業委員、代理人のKさん、事務局のKさん立会いのもと調査しましたので、6番推進委員が報告いたします。

申請人はO株式会社、伊佐市大口牛尾、一般法人、渡し人はMNさん、70歳で、伊佐市大口木ノ氏、自治会は木ノ氏です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字城ノ口1376番1、田、601㎡で、集落に接続する申請地には中継タンクポンプ施設及び駐車場にされません。場所は木ノ氏一人吉線の国道沿いにあり、周囲に及ぼす影響はないと判断しました。添付書類は法定添付書類一式及び委任状です。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 6番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、申請2件について、許可2件が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号 非農地証明願について、提案いたします。
整理番号1番について、4番推進委員の報告を求めます。

4 議 案 第 5 号 非農地証明願について、整理番号1番につきまして去る
推 進 委 員 12月19日、申請人・KYさん立会いのもと、7番農業委員、9番推進委員、4番推進委員の3人で共同調査をいたしましたので、4番推進委員が報告いたします。

申請人は伊佐市大口平出水にお住まいのKYさんです。

土地の所在地は、伊佐市大口平出水字春田278番4、地積は197㎡です。現況は住宅入口の車庫となっております。非農地となった時期及び理由につきましては、昭和63年頃、旦那さんが定年後、住宅に入る入口とそれに伴う車庫を設置したとのことであります。

申請地の位置としまして、平出水一向江線より10mくらい入ったところであります。既に宅地と車庫があり、農地性は喪失していると思われ、農地への復旧は困難であると3人の調査員で判断しました。

添付書類といたしまして、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 4番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

整理番号2番について、8番推進委員の報告を求めます。

8番推進委員 議案第5号 非農地証明願について、整理番号2番について、去る12月20日、13番農業委員、6番推進委員、8番推進委員が共同調査をいたしましたので8番推進委員が報告いたします。

申請人はNEさん、熊本市合志に平成15年11月頃に居住され、管理が行き届かず埋め立て造成してしまったとの理由が記載されております。

申請地は伊佐市大口里字竿境2231番1、地目は田、204㎡。周囲の状況は北側と西側は用水路が流れておりまして、東側は住宅、南側は新しいバイパス道路。平成5年頃より農地として喪失しており、3名で確認いたしましたが、農地への復旧は厳しいと判断いたしました。

添付書類といたしまして、申請書ほか、法定書類一式が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をお願いし、報告を終わります。

議長 8番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員
の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議案第5号 非農地証明願は、2件の申請のうち、2件の許可が決定い
たしました。

その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の33ページをお開きください。12月の月例報告をしま
す。

去る5日、12月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。去
る20日現地調査を一斉にしております。26日、今日が第10回農業
委員会の総会と研修会です。

1月の行事予定ですが、10日が1月の定例常設審議委員会が鹿児島
市であります。25日が現地調査です。30日が第11回の農業委員会
の総会です。

月例報告は以上です。

これで、平成28年度 第10回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時50分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長

会 長

伊佐市農業委員

5番委員

伊佐市農業委員

7番委員